次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
行政評価支局	行政評価支局
行政評価支局長	行政評価支局長
［略］	［同上］
行政評価事務所	行政評価事務所
行政評価事務所長	行政評価事務所長
［同上］	［同上］

備考　表中の「［］」の記載は注記である。

○総務省告示第三百十四号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から施行する。

平成二十九年九月二十六日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
事務所	所在地	事務所	所在地
［略］		［同上］	
北海道管区行政評価局	北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一　札幌第一合同庁舎	北海道管区行政評価局	北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎
東北管区行政評価局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目二番二三号　仙台第二合同庁舎	函館行政評価分室	北海道函館市新川町二五番一八号　函館地方合同庁舎
関東管区行政評価局	埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館	旭川行政評価分室	北海道旭川市宮前通東四一五五番三一　旭川合同庁舎
中部管区行政評価局	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　名古屋合同庁舎第二号館	釧路行政評価分室	北海道釧路市南浜町五番九号　釧路港湾合同庁舎
近畿管区行政評価局	大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番六七号　大阪合同庁舎第二号館	東北管区行政評価局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目二番二三号　仙台第二合同庁舎
中国四国管区行政評価局	広島県広島市中区上八丁堀六番三〇号　広島合同庁舎第四号館	四国行政評価支局	香川県高松市松島町一丁目一七番三三号　高松第二地方合同庁舎
九州管区行政評価局	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一一番一号　福岡合同庁舎		
［略］			

青森行政評価事務所	青森県青森市新町二丁目四番二五号　青森合同庁舎
岩手行政評価事務所	岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目九番一五号　盛岡第二合同庁舎
秋田行政評価事務所	秋田県秋田市山王七丁目一番三号　秋田合同庁舎
山形行政評価事務所	山形県山形市緑町一丁目五番四八号　山形地方合同庁舎
福島行政評価事務所	福島県福島市霞町一番四六号　福島合同庁舎
関東管区行政評価局	埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館
茨城行政評価事務所	茨城県水戸市北見町一番一一号　水戸地方合同庁舎
栃木行政評価事務所	栃木県宇都宮市桜五丁目一番一三号　宇都宮地方合同庁舎
群馬行政評価事務所	群馬県前橋市大手町二丁目三番一号　前橋地方合同庁舎
千葉行政評価事務所	千葉県千葉市中央区中央港一丁目一一番三号　千葉地方合同庁舎
東京行政評価事務所	東京都新宿区百人町三丁目二八番八号　新宿地方合同庁舎
神奈川行政評価事務所	神奈川県横浜市中区山下町三七番九号　横浜地方合同庁舎
新潟行政評価事務所	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　新潟美咲合同庁舎一号館